

# 授乳室で搾乳を行うこと等に関する 移動等円滑化整備ガイドライン改訂案

---

【改訂理由】

授乳室等において「搾乳」がしづらいとのご意見を踏まえ、搾乳ができる環境の整備や、地方公共団体で取り組まれている優良事例について記載するなど、ガイドラインの改訂を行うもの。

④休憩等のための設備

ガイドライン		
◎移動等円滑化基準に基づく整備内容(義務)、○標準的な整備内容、◇望ましい整備内容		
授乳室等	<p>◇<u>授乳室授乳・搾乳、<del>や</del>おむつ替え</u>のできる場所を設け、ベビーベッド、<u>給湯設備、荷物置き場、電源</u>等を配置することが望ましい。</p> <p>◇<u>授乳室等の出入り口付近には、授乳・搾乳、おむつ替えのためのスペースであることを表示することが望ましい。</u></p>	参考2-3-20

<小田急電鉄 新宿駅西口地下の例：授乳室>



提供：小田急電鉄株式会社

参考：地方公共団体が独自に作成した、授乳室で搾乳ができることを示すピクトグラムの例

- ・神奈川県では、授乳室で搾乳ができることを示すピクトグラムを独自に作成している。
- ・このシンボルマークは、趣旨に沿った目的であれば、県外の自治体や事業者を含めだれでも使用することができる。(申請も不要である)



出典：神奈川県ホームページ

※黒字：現在の記述

## 【改訂理由】

設備の新設・更新時について明記しておらず、障害当事者参加の必要がないものと誤認を与える恐れがあることから、設備の新設・更新時についても明記するなど、ガイドラインの改訂(表現の適正化)を行うもの。

### 第1部 公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドラインの活用と整備の基本的な考え方

(P.22)

#### ・5. 当事者参加により期待できる効果

施設、設備やウェブサイト等の整備については、一度整備を行った後で改善を図ることは物理的な制約やコストを考慮すると対応が容易でない場合がある。また、施設や利用者の状況によりガイドライン通りに整備を行っても必ずしも十分な対応とならないことがある。

施設や設備を新設する場合、施設の大規模な改修や設備の更新をする場合施設を新設する場合や大規模な修繕を行う場合、また、ウェブサイトなどを開設・回収する場合には、障害者をはじめとする地域の利用者や専門家からの意見収集や意見交換を行い、当事者参加による整備を進めることで、より多くの利用者にとって利用しやすい施設、設備やウェブサイト等となる。また、施設や設備のみではなく利用空間全体を視野に入れて改善を図ることで分かりやすい施設とすることは、移動の連続性を確保するうえで重要な視点となる。

※黒字：現在の記述